

瀬戸内海広域漁業調整委員会会長公示第九号

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第四十三号3(3)の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する期間について、次のとおり公示する。

令和六年一月二十三日

瀬戸内海広域漁業調整委員会 会長 今井一郎

令和六年一月二十四日から令和六年三月三十一日まで